

令和3年第6回芦北町農業委員会総会議事録

○日 時：令和3年6月14日（月） 午前9時30分～午前11時00分

場 所：芦北町役場3階大会議室

○農業委員

（出席：11名）

1番：中川 光春	2番：道園 浩二	3番：田口 昭広
4番：小島 政文	5番：尾上 春樹	6番：告宮 幸一
7番：塚本 壽	8番：山田 和治	9番：寺本 眞理子
10番：井川 輝征	11番：片山 幸弘	

○農地利用最適化推進委員

（出席：14名）

1番：本郷 昭博	2番：牧 正徳	3番：松岡 哲治
4番：矢野 解光	5番：田口 宗一	6番：下崎 省一
7番：宮島 正文	8番：坂口 恵美子	9番：藤井 雅史
10番：小崎 良一	11番：木川 保	12番：一川 清
14番：草野 義雄	15番：渕上 米作	

（欠席：1名）

13番：西村 隆

○農業委員会事務局：4名

事務局長：佐竹 貴幸 事務局次長：才保 親哉
係 長：山川 茂夫 主 事：一本 光喜

○議 事

日程第1	報告第19号	農地使用貸借権の合意解約の届出について
日程第2	報告第20号	農地法第18条第6項の規定による通知について
日程第3	報告第21号	農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について
日程第4	報告第22号	農地形状変更届出書について
日程第5	議案第24号	令和2年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について
日程第6	議案第25号	令和3年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について
日程第7	議案第26号	農地法第3条の規定による許可申請書審議について
日程第8	議案第27号	農地法第4条の規定による許可申請書審議について
日程第9	議案第28号	農地法第5条の規定による許可申請書審議について
日程第10	議案第29号	農用地利用集積計画の審議について

発言者	要 旨
議長	<p>皆さん、おはようございます。お忙しい中に御出席いただきありがとうございます。</p> <p>只今から、令和3年第6回芦北町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>また、〇〇推進委員から欠席報告がっておりますので、お知らせします。</p> <p>それでは、これより本日の会議を開きます。</p> <p>お手元に配布の総会日程にしたがって、会議を進めてまいります。</p> <p>本総会の議事録署名委員は6番の〇〇委員、8番の〇〇委員に指名します。</p> <p>議事に入る前に、議案書の訂正がありますので、お手元に配布しております別紙のとおり、訂正をお願いします。</p> <p>まず、議案書1ページの報告第19号の借人の氏名の訂正をお願いします。</p> <p>次に、議案書5ページの報告第22号、2番の工事期間の訂正をお願いします。</p> <p>同じく、議案書6ページの5番の面積の追記をお願いします。</p> <p>最後に、議案書12ページの議案第28号、4番の地番と転用目的の訂正をお願いします。</p> <p>それでは議事に入ります。</p> <p>報告第19号「農地使用貸借権の合意解約の届出について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の1ページをお願いします。</p> <p>報告第19号、農地使用貸借権の合意解約の届出について。</p> <p>農地使用貸借権の合意解約の届出が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、先ほど説明しましたとおり、借人の氏名の訂正をお願いします。その他、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第19号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第19号については、これで終わります。</p>

	次に、報告第20号「農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	<p>議案書の2ページをお願いします。</p> <p>報告第20号、農地法第18条第6項の規定による通知について。</p> <p>農地法第18条第6項の規定により、下記のとおり通知されたので、報告するものです。</p> <p>これは、賃貸借権設定の合意解約になります。</p> <p>1番から2番について、農地中間管理事業による合意解約のため、まとめて説明します。</p> <p>土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>事由は、合意による解約です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第20号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第20号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第21号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の3ページをお願いします。</p> <p>報告第21号、農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画の認可について。</p> <p>農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画が熊本県知事より認可されたので、報告するものです。</p> <p>賃借権設定の部1番から次の4ページの8番まで、まとめて説明します。</p> <p>配分された土地の詳細及び賃貸人・賃借人の住所・氏名については、記載のとおりです。耕作する作目は全て水稻で、設定期間は1番から4番までが新規設定の10年間、5番から6番が新規設定の2年と11か月、7番が新規設定の7年と2か月、8番が新規設定の6年間です。</p> <p>賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>使用貸借権設定の部1番、土地の詳細及び貸人・借人の住所・氏名については、記載のとおりです。耕作する作目は花木で、設定期間は新規設定の10年間です。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>報告第21号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>質疑なしということですので、報告第21号については、これで終わります。</p> <p>次に、報告第22号「農地形状変更届出書について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の5ページをお願いします。</p> <p>報告第22号、農地形状変更届出書について。</p> <p>農地形状変更届出書が下記のとおり提出されたので、報告するものです。</p> <p>1番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>造成の理由は、3枚の農地を1枚に集約する。ということです。</p> <p>工事期間、盛土高は備考欄のとおりです。</p> <p>ピンク色総会資料の1ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、屋敷野公民館の北西側、約170mの場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は以前から減反により休耕地で、高低差があることから耕作が難しいため、1枚に集約するということでした。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>2番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>造成の理由は、客土を行い1枚にし、効率をあげる。ということです。</p> <p>工事期間、盛土高については、備考欄に記載しておりますが、最初に説明しましたとおり、工事期間の訂正をお願いします。</p> <p>ピンク色総会資料の2ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、株式会社アクアピア熊本工場の北東側、約450mの場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、令和2年7月豪雨により土砂が流入しておりましたが、今後も農地として利用するため、盛土を行うということでした。</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>3番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>造成の理由は、水田として利用が困難なため盛土を行い、畑として利用する。ということです。</p>

工事期間、盛土高は備考欄のとおりです。

ピンク色総会資料の3ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、宮浦公民館の東側になります。

現地確認ですが、申請地は令和2年7月豪雨により土砂が流入し、水田としての利用も困難と思われることから、盛土を行い、造成後は畑として利用するということでした。

議案書に戻ります。

4番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。造成の理由は、客土を行い1枚にし、効率をあげる。ということです。

工事期間、盛土高は備考欄のとおりです。

ピンク色総会資料の4ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、横居木バス停の北東側、約100mの場所です。

現地確認ですが、申請地に盛土を行い、隣接する所有農地と1枚にすることで、効率をあげるということです。

議案書に戻ります。6ページをお願いします。

5番、土地の詳細及び申請人の住所・氏名については、最初に説明したとおり、面積の追記をお願いします。その他、記載のとおりです。

造成の理由は、客土を行い畑として利用する。ということです。

工事期間、盛土高は備考欄のとおりです。

ピンク色総会資料の5ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、石露の里の北側、約90mの場所で、黒く塗りつぶしている部分になります。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作放棄地で水田としての利用も困難と思われることから、令和2年7月豪雨の災害用土を用いて盛土し、造成後は畑として利用するということでした。

以上で説明を終わります。

議長

事務局からの説明が終わりました。

現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。

	1番と2番の案件をまとめて、6番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	〇〇推進委員、事務局と現地確認に行きました。事務局の説明どおりで、適当な農地になると思います。よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	先日、事務局、〇〇委員と一緒に現地を確認しましたところ、大変水害を受けて荒れており、農地として利用するのは難しい状況ですので、よろしくお願いします。
議長	3番の案件を7番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	申請地は、宮浦公民館の前にある田んぼで、申請地周辺は昔から水が少なく、ポンプアップしておられたそうです。今回、水害の影響により、埋め上げて畑にするということでしたので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	〇〇委員が説明されたとおりです。よろしくお願いします。
議長	4番の案件は、私が担当委員ですので、私から説明します。 申請地は既に1枚にしてありましたが、1枚にして田んぼの効率を上げるということでした。 担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	議長が言われたとおり、工事は終わっていましたが、周辺農地への問題も見られませんでしたので、よろしくお願いします。
議長	5番の案件を2番の〇〇委員にお願いします。
〇〇委員	事務局、〇〇推進委員と現地を見てまいりました。 現地は湿田地帯で、農地としての利用が困難ということです。また、客土をすると良い畑になると思いますので、よろしくお願いします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願いします。
〇〇推進委員	事務局に1つ確認ですが、現地確認の時は、申請地の1筆を全て盛土して、後ろの方に宅地を建てるということだったと思いますが、違いましたか。
事務局	ピンク色総会資料の5ページになると思いますが、今回の申請地は、線で囲んでいる1筆の中の黒く塗りつぶしている部分が形状変更届で、それ以外の部分は宅地及び進入路等になるので、後の5条許可申請で説明いたします。
〇〇推進委員	わかりました。問題ありません。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 報告第22号について、質疑ありませんか。

	… 7 番、〇〇委員。
〇〇委員	1 番の件ですが、3～5 m埋め上げるということで、周辺農地との関係性は問題ありませんか。
事務局	申請地は隣接地と高低差がかなりありますので、問題ありません。
〇〇委員	わかりました。
議長	他に質疑ありませんか。 (質疑なし) 質疑なしということですので、報告第 2 2 号については、これで終わります。 次に、議案第 2 4 号「令和 2 年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。
事務局	議案書の 7 ページをお願いします。 議案第 2 4 号、令和 2 年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について。 令和 2 年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について、本会の議決を求めるものです。 これは、農業委員会等に関する法律第 3 7 条に基づき、農業委員会の農地利用最適化の推進状況及び活動の点検・評価等を審議し、公表するものです。 それでは、別紙 1 「議案第 2 4 号」により説明します。 1 ページをお願いします。 I 「農業委員会の状況」 令和 3 年 3 月 3 1 日現在の農業の概要及び農業委員会の体制について、記載しています。 2 ページをお願いします。 II 「担い手への農地の利用集積・集約化」 1. 現状及び課題 これは、令和 2 年 3 月現在の農地の集積状況になります。 管内の農地面積 1, 4 4 0 h a に対して、担い手への集積面積 3 1 6 h a で、集積率は 2 1. 9 %です。担い手というのは、認定農業者や新規就農者等になります。課題としては、高齢化及び後継者不足が主な課題と考えられます。 2. 令和 2 年度の目標及び実績 3 3 2 h a の集積目標に対して、実績は 3 2 4 h a で、新規に 2 8. 7 h a 集積しています。

3. 目標の達成に向けた活動

主な活動実績としては、優良農地の情報収集及び提供を行い、情報提供については、町のホームページに掲載しました。

4. 目標及び活動に対する評価

目標達成はできなかったが、今後も引き続き、関係機関と連携し、優良農地の情報収集及び提供を行い、農地利用最適化の推進を行います。

3ページをお願いします。

III 「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」

1. 現状及び課題

平成29年度から令和元年度までの新規参入の状況になります。

2. 令和2年度の目標及び実績

目標達成とはなりませんでしたが、1経営体の新規参入がありました。

3. 目標の達成に向けた活動

主な活動実績としては、新規就農予定者に対して、農地情報の提供及び各種事業の紹介等を行いました。

4. 目標及び活動に対する評価

目標達成とはなりませんでしたが、関係部署と連携し、各種情報の提供等、新規就農者への支援と後継者の育成を図ることができました。

4ページをお願いします。

IV 「遊休農地に関する措置に関する評価」

1. 現状及び課題

令和元年12月現在の遊休農地状況になります。農地面積1,680haに対して、遊休農地面積が160haで、割合は9.5%です。

遊休農地面積については、委員の皆様にご調査していただいている利用状況調査の結果を基に、数値を出しております。

課題については、耕作放棄地は人的要因と地理的要因が大きな課題と考えられます。

2. 令和2年度の目標及び実績

解消目標19haに対して、実績は0haでした。理由としては、令和2年7月豪雨により、被災した農地が多く、災害復旧が最優先であったことから、利用が出なかったことが主な要因だと考えられます。

3. 2の目標の達成に向けた活動

主な活動実績として、農地利用状況調査及び意向調査により、農地の状況把握を行いました。

4. 目標及び活動に対する評価

耕作放棄地解消事業の推進と情報提供を行い、耕作放棄地の解消に努めることができました。

5 ページをお願いします。

V 「違反転用への適正な対応」

1. 現状及び課題

これは、令和2年3月現在の違反転用状況になります。

違反転用面積は0.4haです。違反転用箇所は全て、田川地区の植林になります。

2. 令和2年度実績

増減は無く、0.4haです。

3. 活動計画・実績及び評価

主な活動実績としては、是正の意向はありませんでしたが、県と連携しながら、違反転用者に対して、農地の原状回復を図るよう指導しました。

6 ページをお願いします。

VI 「農地法等によりその権限に属された事務に関する点検」

1. 農地法第3条に基づく許可事務

1年間の処理件数は40件、うち許可40件、不許可0件でした。

2. 農地転用に関する事務

処理件数は41件でした。

7 ページをお願いします。

3. 農地所有適格法人からの報告への対応

管内の農地所有適格法人は8法人で、報告数も8法人です。

4. 情報提供等

記載のとおり、情報提供を行っています。

8 ページをお願いします。

VII 「地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容」

記載のとおり、要望・意見に対して対処しています。

VIII 「事務の実施状況の公表等」

総会の議事録については、芦北町のホームページで公表しています。

なお、今、説明している「令和2年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価について」もホームページで公表いたします。

以上で説明を終わります。

<p>議長</p>	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第24号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>議案第24号については、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、議案第24号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第25号「令和3年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の8ページをお願いします。</p> <p>議案第25号、令和3年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について。</p> <p>令和3年度の農業委員会活動の目標及びその達成に向けた活動計画について、本会の議決を求めるものです。</p> <p>これは、農業委員会等に関する法律第37条に基づき、農業委員会の農地利用最適化の推進状況・活動計画を審議し、公表するものです。</p> <p>それでは、別紙2「議案第25号」により、説明します。</p> <p>1ページをお願いします。</p> <p>I 「農業委員会の状況」</p> <p>令和3年3月31日現在の農家・農地等の概要及び農業委員会の体制について、記載しています。</p> <p>2ページをお願いします。</p> <p>II 「担い手への農地の利用集積・集約化」</p> <p>1. 現状及び課題</p> <p>令和3年3月現在の集積状況になります。</p> <p>これまでの集積面積は324haで、集積率は22.5%です。</p> <p>課題については、高齢化や後継者不足による、新たな担い手の育成・確保が大きな課題であると考えます。</p> <p>2. 令和3年度の目標及び活動計画</p> <p>目標については、新規集積面積を12haと設定しています。この数値の考え方ですが、令和5年度までに管内農地面積の25%を担い手へ集積すること</p>

	<p>を目標に、単年度目標を積算しています。これは、国の目標設定及び本町の現状を踏まえ、設定しました。</p> <p>活動計画については、担い手へ積極的な農地あっせんを行い、関係機関と連携を図りながら、農地集積・集約化を推進するとしています。</p> <p>Ⅲ「新たに農業経営を営もうとする者の参入促進」</p> <p>1. 現状及び課題</p> <p>平成30年度から令和2年度の新規就農者数になります。</p> <p>2. 令和3年度の目標及び活動計画</p> <p>令和3年度の目標は3経営体、3haと設定しました。活動計画は例年のとおり、関係機関と連携しながら、推進することとしています。</p> <p>3ページをお願いします。</p> <p>Ⅳ「遊休農地に関する措置」</p> <p>1. 現状及び課題</p> <p>令和2年12月現在の遊休農地状況となります。</p> <p>2. 令和3年度の目標及び活動計画</p> <p>目標については、30haと設定しています。この数値の考え方ですが、遊休農地面積を令和5年度までに、管内農地面積の5%にするという目標を基本に、単年度目標を積算しています。これは、国の目標設定及び本町の現状を踏まえ、設定しております。</p> <p>活動計画ですが、引き続き耕作放棄地解消事業の推進を行い、遊休農地の解消に努めるとしています。</p> <p>Ⅴ「違反転用への適正な対応」</p> <p>1. 現状及び課題</p> <p>令和3年3月現在の違反転用の状況になります。</p> <p>2. 令和3年度の活動計画</p> <p>活動計画は、農地利用状況調査時に町内全域の違反転用調査を行うとしており、現在確認している違反転用者に対しては、県と引き続き連携しながら、指導を行うこととしています。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第25号について、質疑ありませんか。</p> <p>…7番、〇〇委員。</p>

<p>〇〇委員</p>	<p>遊休農地についてですが、作業効率が上がらない場所や水利の悪い場所等の条件の悪い場所があると思います。このような場所を解消するためには、どうするかということと、その後、利用していくにはどうすればいいかという策が少なく、解消できずに元に戻るといことになるのではないかと考えています。</p> <p>また、遊休農地から復元させるという時には、資金面がある程度出せる必要もあり、町にも補助はあると思いますが、もっと積極的なやり方ができると良いのかなと感じています。</p>
<p>事務局長</p>	<p>〇〇委員のおっしゃられるとおり、遊休農地の解消につきましては、町の方も支援していかなければならないと思っておりますし、実際、補助制度もありますので、これまで同様、支援を続けていきます。</p> <p>また、他に良いアイデアがありましたら、積極的に取り入れていきたいと思っておりますので、これからもご指導いただければと思います。よろしく申し上げます。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。お諮りします。</p> <p>議案第25号について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、議案第25号については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第26号「農地法第3条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の9ページをお願いします。</p> <p>議案第26号、農地法第3条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第3条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>ピンク色総会資料の6ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、尾奈古集落センターの南側、約150mの場所です。</p> <p>現地確認では、申請地は現在、耕作放棄地でしたが、買い受け後はニンニクを作付けし、適正に管理するというものでした。</p>

黄色調査書の1ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、労力不足で管理耕作出来ないので、譲渡する。譲受人は、譲渡を受け畑として耕作を継続する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

議案書に戻ります。

2番、土地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

ピンク色総会資料の7ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、大木場地区ふれあいセンターの南東側、約150mの7筆と次の8ページの南側、3筆の場所です。

現地確認では、申請地は現在、適正に管理されており、贈与を受けた後も引き続き、甘夏及びデコポンを作付けし、適正に管理するということでした。

黄色調査書の2ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。申請理由ですが、譲渡人は、高齢となり後継者へ生前贈与する。譲受人は、贈与を受け、引き続き耕作管理する。ということです。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

ピンク色総会資料の9ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、海浦海水浴場の南側、約430mの場所です。

現地確認では、申請地は現在、適正に管理されており、贈与を受けた後も引き続き、デコポン及び甘夏を作付けし、適正に管理するということでした。

黄色調査書の3ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。申請理由ですが、譲渡人は、県外に居住し、耕作管理

を任せていたので、贈与する。譲受人は、受贈し、継続して耕作管理する。ということですが。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

議案書に戻ります。10ページをお願いします。

4番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

ピンク色総会資料の10ページをお願いします。申請地の位置図を載せていま

申請地は、牛渕バス停の北側、約350mの場所です。

現地確認では、申請地は現在、耕作放棄地でしたが、買い受け後は、梅を作付けする計画で、適正に管理するということでした。

黄色調査書の4ページをお願いします。

契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、水害及び労力不足により耕作困難なため、譲渡する。譲受人は、譲受し、継続して耕作管理する。ということですが。

譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま

判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

議案書に戻ります。

5番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。

ピンク色総会資料の11ページをお願いします。申請地の位置図を載せていま

申請地は、山川地区集落センターの南西側、約280mの1筆と次の12ページの14筆及び次の13ページの2筆、合計17筆になります。

現地確認では、申請地は現在、適正に管理されており、贈与を受けた後も引き続き、水稻及びデコポンを作付けし、適正に管理するということでした。

黄色調査書の5ページをお願いします。

契約の種類は贈与です。申請理由ですが、譲渡人は、病気療養中で耕作管理が困難なため、後継者に贈与する。譲受人は、受贈し、継続して良質な柑橘栽培や

	<p>水稲栽培を行う。ということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま</p> <p>議案書に戻ります。</p> <p>6番、申請地の詳細、譲渡人・譲受人の住所・氏名及び事由等については、記載のとおりです。</p> <p>ピンク色総会資料の14ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、小崎地区公民館の南東側、約500mの場所です。</p> <p>現地確認では、申請地は現在、休耕地でしたが、買い受け後は水稲を作付けする計画で、適正に管理するということでした。</p> <p>黄色調査書の6ページをお願いします。</p> <p>契約の種類は売買です。申請理由ですが、譲渡人は、労力不足や後継者不足で耕作困難のため、譲渡する。譲受人は、隣接地が耕作地のため、利便性及び譲渡人の要望もあり、耕作管理する。ということです。</p> <p>譲受人の経営状況ですが、記載のとおり問題ないと思われま</p> <p>判断の理由ですが、記載のとおり全ての許可要件に該当しています。</p> <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を10番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局から説明のあったとおりです。</p> <p>現地確認当日は、他の要件で立ち会えませんでした。別の日に現地を確認しました。現地は以前から非常に荒れて、耕作放棄地となっておりますが、ニンニクを作付けされるということで、非常に良いと思います。よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>〇〇委員が説明されたとおりです。</p> <p>また、現地は山奥になりますが、綺麗に農作業されるということでしたので、許可妥当だと思います。</p>
議長	<p>2番の案件は、私が担当委員ですので、私から説明します。</p>

	<p>譲受人は、仕事を定年退職され、農業をされるということで、事務局から説明があったとおりです。よろしくお願いします。</p> <p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>議長が言われたとおり、譲受人の方も一生懸命になっておられるので、問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>3番の案件を1番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>現地確認に事務局、〇〇推進委員と行ってきました。</p> <p>事務局の説明どおりで、適正に管理されており問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>〇〇委員が言われましたとおり、適正に管理してありますので、問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>4番の案件を7番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>田川地区の旧国道と川の間に挟まれた所です。</p> <p>事務局から説明のあったとおりですので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>現地は、4～5年前から耕作しておられませんでしたので、良かったと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>5番と6番の案件を2番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>5番の件は、譲受人がミカン園と水田をたくさん管理されておりますので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。</p> <p>6番の件は、〇〇推進委員と現地を見てまいりました。申請地周辺にも何ら問題はないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>5番について、担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局、〇〇委員から説明のあったとおりです。贈与ですので、何ら問題ないと思います。よろしくお願いします。</p>
議長	<p>6番について、担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>〇〇委員の説明どおりです。何ら問題ないと思いますので、よろしくお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第26号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p>

	<p>お諮りします。</p> <p>所有権移転の部 1 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>3 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、3 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>4 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、4 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>5 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、5 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>6 番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、6 番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第 27 号「農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の 11 ページをお願いします。</p> <p>議案第 27 号、農地法第 4 条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第 4 条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>1 番、申請地の詳細及び申請人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は個人住宅です。</p> <p>ピンク色総会資料の 15 ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、金ヶ渕バス停の南側、約 150m の場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。</p> <p>ピンク色総会資料の 16 ページをお願いします。</p>

	<p>配置図・排水計画図を載せています。排水は、合併浄化槽を設置し、東側の側溝へ排水する計画です。</p> <p>ピンク色総会資料の17ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約2.2haです。</p> <p>黄色調査書の7ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請人は、令和2年7月豪雨により、自宅が居住困難となったことから、申請地に新しく居宅を建築するため、今回申請するもの」です。 <p>代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>1番の案件を2番の〇〇委員をお願いします。</p>
〇〇委員	<p>〇〇推進委員と現地を確認してまいりました。</p> <p>以前、申請人の土地の一部、通路にするという申請があったかと思いますが、現在の家を解体して、新しく建てるということで、排水の方も周辺の水田側にかからないようにするということですので、何ら問題ないと思います。</p> <p>事務局の説明のとおりですので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局、〇〇委員から説明のあったとおりです。</p> <p>申請地付近は7月豪雨で浸水しており、居住困難ということでしたので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当委員からの説明が終わりました。</p> <p>議案第27号について、質疑ありませんか。</p> <p>…7番、〇〇委員。</p>

<p>〇〇委員</p>	<p>申請人は、近在に住んでいた方なので状況はわかると思いますが、農地に面して住居を建てるということは、農業で発生する薬・肥料や農機具の音等、了解をされていると農業をされている方も負担が軽くなると思います。</p> <p>現地確認の時に言ってもらえれば助かるなと思いましたので、よろしくお願ひします。</p>
<p>議長</p>	<p>他に質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第28号「農地法第5条の規定による許可申請書審議について」を議題とします。事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案書の12ページをお願いします。</p> <p>議案第28号、農地法第5条の規定による許可申請書審議について。</p> <p>農地法第5条の規定による許可申請書が下記のとおり提出されたので、本会の議決を求めるものです。</p> <p>所有権移転の部1番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。</p> <p>転用目的は駐車場です。</p> <p>ピンク色総会資料の18ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。</p> <p>申請地は、株式会社みやもと海産物直売所の南側、約90mの場所です。</p> <p>現地確認ですが、申請地は現在、既に施工され駐車場となっており、始末書が添付されています。また、東側に隣接農地がありますが、高低差があるため、日照・通風等に影響はないと感じました。</p> <p>ピンク色総会資料の19ページをお願いします。</p> <p>配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで、自然透水となります。</p> <p>ピンク色総会資料の20ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約0.5haです。</p> <p>黄色調査書の8ページをお願いします。</p> <p>●契約の種類は売買です。</p>

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがあるため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、申請地の近くで海産物の加工場及び販売店を営んでおり、従業員や来客用の駐車場が不足して不便なことから、駐車場として利用していたが、転用申請を怠っていたため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済みであること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

2番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は宅地拡張です。

ピンク色総会資料の21ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、町立湯浦小学校の南側、約290mの場所です。

現地確認ですが、申請地は現在、耕作放棄地となっており、申請地の周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の22ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで、自然透水となります。

ピンク色総会資料の23ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約3.2haです。

黄色調査書の9ページをお願いします。

●契約の種類は売買です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがあるため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、平成29年度に自宅を新築したが、宅地の形状が三角形で北側が窮屈なことから、申請地にウッドデッキを増築し庭造りをするため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないこと

を確認しています。

- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

議案書に戻ります。

3番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は建築条件付き土地です。

ピンク色総会資料の24ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、町立湯浦中学校の西側、約100mの場所です。

現地確認ですが、申請地周辺に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の25ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は浄化槽を設置し、東側及び西側の側溝へ排水する計画です。

ピンク色総会資料の26ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約0.7haです。

黄色調査書の10ページをお願いします。

- 契約の種類は売買です。

- 立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

- 申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、宅地建物取引業を営んでおり、住宅地の需要増加及び会社の経営安定を図るため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

- 一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

議案書に戻ります。

4番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名及び転用目的については、最初に説明したとおり、地番と転用目的の訂正をお願いします。

転用目的は個人住宅です。

ピンク色総会資料の27ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、石路の里の北側、約90mの場所で、報告第22号「農地形状変更届出書について」の5番の案件で説明した場所と同じ所になります。黒く塗りつぶしている部分が転用箇所です。

現地確認ですが、申請地の西側に農地は存在しますが、日照・通風等に影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の28ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は合併浄化槽を設置し、西側の排水路へ排水する計画です。

ピンク色総会資料の29ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がりには斜線部分の約0.4haです。

黄色調査書の11ページをお願いします。

●契約の種類は売買です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、令和2年7月豪雨により自宅が被災し、現在仮設住宅に暮らしていることから、新しく住宅を建築するため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。13ページをお願いします。

5番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は植林です。

ピンク色総会資料の30ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、議案第26号の5番で説明した場所の南側です。

現地確認ですが、申請地は現在、既に植林されており、始末書が添付されています。また、申請地の隣接地に農地は存在しないため、日照・通風等に影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の31ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで、自然透水となります。

ピンク色総会資料の32ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広がりには申請地①の斜線部分、約0.1haです。

黄色調査書の12ページをお願いします。

●契約の種類は贈与です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「申請地では以前、柑橘栽培を行っていたが、周囲の山林化により日照不足で、生育不良に伴い、生産性が低下したことから植林したが、転用申請を怠っていたため、今回申請するもの」です。代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済みであること。計画面瀬が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われま

す。議案書に戻ります。

6番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は個人住宅及び倉庫です。

ピンク色総会資料の33ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、先ほど説明した5番の案件の隣接地と北側の場所です。

現地確認ですが、申請地は現在、既に施工済みで始末書が添付されています。また、申請地の隣接地に農地は存在しないため、日照・通風等に影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の34ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。倉庫ですが、排水は雨水のみで、自然透水となります。次の35ページは個人住宅で、排水は合併浄化槽により東側の側溝へ排水する計画です。

ピンク色総会資料の36ページをお願いします。農地区分図ですが、申請地②の部分で農地の広がりには斜線部分の約1.0haです。

黄色調査書の13ページをお願いします。

●契約の種類は贈与です。

●立地基準ですが、農地区分は農地の広がり10ha以上ないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。

●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は当初、所有地の宅地に自宅を建築する計画でしたが、宅地上には既存の農業用倉庫があり、農業用機械を保管していることから取り壊すことができず、新たに居宅や倉庫を確保するため申請地に建築したが、転用申請を怠っていたため、今回申請するもの」です。

代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。

●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等については、既に施工済みであること。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。

以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。

議案書に戻ります。

7番、申請地の詳細及び譲渡人・譲受人の住所・氏名については、記載のとおりです。

転用目的は資材置場です。

ピンク色総会資料の37ページをお願いします。申請地の位置図を載せています。

申請地は、町立田浦小学校の南西側、約240mの場所です。

現地確認ですが、申請地周辺に農地は存在しますが、耕作放棄地となっており、日照・通風等に影響はないと感じました。

ピンク色総会資料の38ページをお願いします。

配置図・排水計画図を載せています。排水は雨水のみで、自然透水となります。

ピンク色総会資料の39ページをお願いします。農地区分図ですが、農地の広

	<p>がりは斜線部分の約1.8haです。</p> <p>黄色調査書の14ページをお願いします。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●契約の種類は売買です。 ●立地基準ですが、農地区分は農地の広がりがないため、第2種農地（その他の農地）に該当します。 ●申請理由及び代替の可能性ですが、「譲受人は、建設業を営んでおり、建設資材の置場が不足していることから、申請地に資材置場を確保するため、今回申請するもの」です。 <p>代替性については、記載のとおり検討されており、代替の可能性がないことを確認しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ●一般基準ですが、記載してある判断理由のとおり、資金計画・事業計画等に問題ないこと。計画面積が妥当であること。周辺農地への営農条件の支障が無いことを確認しております。 <p>以上のことから、総合的に見て本許可申請は許可相当であると思われます。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>現地確認を担当委員にお願いしておりますので、補足説明をお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番の案件を3番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>事務局、〇〇推進委員と現地確認に行っていました。</p> <p>事務局から説明のあったとおりです。始末書も添付されておりますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>担当地区の〇〇推進委員からお願いします。</p>
〇〇推進委員	<p>事務局、〇〇委員から説明のあったとおり、現地は現在、駐車場として利用されている状況です。</p> <p>今回の議案は始末書付きが多いようですが、もう少し指導とか認識をさせる機会がないのだろうかと思いました。</p> <p>この件につきましては、問題ないと思いますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>2番から6番の案件を2番の〇〇委員にお願いします。</p>
〇〇委員	<p>2番の件ですが、申請地の前には田んぼがありますが、耕作をされていない状況で、何ら問題ないと思います。事務局の説明のとおりです。</p> <p>4番の件について、先ほど事務局から説明のあったとおりで、何ら問題ないと思います。</p> <p>5番と6番ですが、贈与になります。始末書も添付されており、事務局の説明</p>

	のとおりですので、よろしくお願ひします。
議長	担当地区の〇〇推進委員からお願ひします。
〇〇推進委員	事務局と〇〇委員から説明のあったとおりで、何ら問題ないと思ひます。 3番については、現地で排水の問題とか確認しましたが、事務局の説明のとおりで、問題ありません。よろしくお願ひします。
議長	7番の案件は、私が担当委員ですので、私から説明します。 譲渡人は、令和2年7月豪雨で住居が浸水しており、町外へ引っ越すため、残った土地を譲受人へ売却するというこゝです。 担当地区の〇〇推進委員からお願ひします。
〇〇推進委員	事務局、議長が説明されたとおりです。よろしくお願ひします。
議長	先ほどの3番の件で、〇〇委員からの報告が漏れていたため、〇〇委員からお願ひします。
〇〇委員	3番が漏れていました。申し訳ありませんでした。 3番の件ですが、申請地周辺は宅地化が進んでおり、今回の申請地は、借りて耕作されていた方が作らないということで、水利も悪いような場所です。周辺農地への影響も何ら問題ないと思ひますので、よろしくお願ひします。
議長	担当委員からの説明が終わりました。 議案第28号について、質疑ありませんか。 (質疑なし) それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願ひします。 お諮りします。 所有権移転の部1番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。 2番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。 3番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、3番については、原案のとおり決定しました。 4番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、4番については、原案のとおり決定しました。

	<p>5番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、5番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>6番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、6番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>7番について、異議ありませんか。 (異議なし) 異議なしということですので、7番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>次に、議案第29号「農用地利用集積計画の審議について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。</p>
事務局	<p>議案書の14ページをお願いします。</p> <p>議案第29号、農用地利用集積計画の審議について。</p> <p>農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、下記のとおり農用地利用集積計画が芦北町長から提出されたので、本会の意見決定を求めるものです。</p> <p>賃貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。農地中間管理事業による転貸で、設定期間は新規設定の10年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>2番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、設定期間は再設定の5年間です。賃借料等は備考欄のとおりです。</p> <p>使用貸借権設定の部1番、利用権設定地及び利用権設定者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で、設定期間は新規設定の2年間です。</p> <p>議案書の15ページをお願いします。</p> <p>所有権移転の部1番、所有権移転地及び所有権移転者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は果樹で、売買価格は備考欄のとおりです。</p> <p>これは、農地中間管理機構を通して、所有権移転を行う事業になります。</p> <p>2番、所有権移転地及び所有権移転者の住所・氏名は記載のとおりです。耕作する作目は水稻で、売買価格は備考欄のとおりです。</p> <p>これも1番と同じく、農地中間管理機構を通した所有権移転となります。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>

議長	<p>事務局からの説明が終わりました。</p> <p>議案第29号について、質疑ありませんか。</p> <p>(質疑なし)</p> <p>それでは、採決を行います。異議がある委員は挙手をお願いします。</p> <p>お諮りします。</p> <p>貸貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番については、〇〇推進委員が関係しておりますので、〇〇推進委員に一時退席を求めます。</p> <p>(〇〇推進委員、一時退席)</p> <p>それでは、お諮りします。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>〇〇推進委員に入室をお願いします。</p> <p>(〇〇推進委員、着席)</p> <p>使用貸借権設定の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>所有権移転の部1番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、1番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>2番について、異議ありませんか。</p> <p>(異議なし)</p> <p>異議なしということですので、2番については、原案のとおり決定しました。</p> <p>これで、本日の農業委員会総会を閉会します。</p>
----	---